

平成13年度着手の大学評価に関する説明会質疑応答

本資料は、「平成13年度着手の大学評価に関する説明会」(平成14年2月14日～2月21日開催)において、質疑応答のあった中から主なものを取りまとめたものです。

全学テーマ別評価に関する質疑応答

【共通事項】

1 自己評価書の作成方法について

Q： 自己評価実施要項 別紙1 自己評価書様式の自己評価書参考イメージの網かけのページは、指定字数の範囲内で記述し、空欄となった場合でも、次の段から記述する方が良いのか。また、根拠資料等の箇所は字数に含まれるのか。

A： 自己評価書の参考イメージで網かけがされている部分は、評価報告書に転載する部分になりますので、字数は厳守してください。ただし、直接転載しない自己評価結果については3,000字～6,000字程度で記述していただくこととしていますが、必要であれば多少越えていただいても構いません。また、根拠資料等は指定字数には含まれません。

2 対象機関の概要について

Q： 対象機関の概要の「特徴」とは、どのようなものを指すのか。今回のテーマに限った特徴について記述するのか。

A： 「対象機関の概要」については、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、評価報告書におおむね原文のまま掲載し、大学等の概要を社会に分かりやすく紹介することを趣旨としていますので、大学等の現況及び沿革について、テーマにおける大学の特徴が表れるように記述してください。

3 「水準を分かりやすく示す記述法」について

Q： 「水準を分かりやすく示す記述法」は、一字一句変更できないのか。

A： 「水準を分かりやすく示す記述法」の表現を変えると、水準が分かりにくくなりますので、統一した表現で記述してください。

4 機構が独自に調査・収集する資料・データについて

Q： 自己評価書と併せて、「機構が独自に調査・収集する資料・データ」により分析しているが、具体的にどのようなものか。

A： 平成13年度着手の評価では、自己評価書の提出後に不足していると思われる資料等を大学等から追加提出していただくものや、ヒアリングの前後に不明な点などがある場合に確認のため提出いただく資料等を指しており、「教養教育」で行った実状調査のような形で資料・データを提出していただくものではありません。

5 根拠の裏付けとなるデータ等について

Q： 根拠の裏付けとなるデータ等はどの程度の量及び種類が必要なのか。

A： 根拠の裏付けとなるデータ等とは、自己評価結果を記述する際の根拠の裏付けとなるものであり、各大学等の自己評価結果がなぜそうなったか客観的に分かる資料・データを付けていただくことを趣旨としています。そのため、根拠の裏付けとなるデータ等は、必要最小限に精選し、当該評価結果や指摘点との関係が容易に確認できる位置に、自己評価書の様式に納まる程度で記載してください。したがって、自己評価書と一緒に資料・データの出典元の原本（外部検証（評価）報告書等）は提出していただく必要はありません。また、自己評価書に記載等ができない場合は、事前に機構の方にご連絡ください。

なお、「とらえ方」で記述いただく取組や活動の現状については、説明のための資料を貼付していただく必要はありません。

Q： 根拠の裏付けとなるデータとは、調査結果や統計資料という数字的なものをイメージすれば良いのか。

A： 統計数値的なものだけでなく、外部検証（評価）の際のコメントなども根拠資料になり得ます。

Q： 実施体制を説明する際に、文章中に記述するよりも組織図を付けた方が分かりやすいと思うが、そのように取り扱って良いか。

A： 実施体制の評価は、目的及び目標を実現できる体制になっているかどうかの評価であり、現在の組織の説明としての資料であれば、根拠資料としては、特に必要ありません。ただし、体制の中で工夫している点がある、組織として問題点があるといった自己評価結果がある場合は、その点がわかる部分を精選した形で付けてください。

【教養教育に関する質疑応答】

1 「教育の効果」について

Q：「履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実施や効果の状況」(要素1)、「専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の状況」(要素2)について、その趣旨を説明願いたい。また、具体的なデータがない場合は、どのように対応すれば良いのか。

A：「教育の効果」の評価の内容で示されている「履修状況や学生による授業評価結果並びに専門教育履修段階や卒業後の状況等」とは、教育の効果の評価の際の一般的な視点を示しているだけであり、(要素1)では履修段階(時)に分かる効果の状況、(要素2)では履修以後に分かる効果の状況から自己評価することを意味しています。

各大学等においては、目的及び目標に即した適切な視点や方法での自己評価が重要となります。そのため、教育の効果の自己評価の際に、他に適切な視点がある場合はその視点での評価を行っても構いません。

ただし、「学生による授業評価結果」に見られるように、学生からの視点は、アンケートなどの手法は別として、何らかの形で自己評価してください。

また、具体的なデータがない場合の対応については、今回の評価を機に調査を行うことも考えられますが、既に大学で行われている自己点検・評価や外部検証(評価)のデータを用いるなど、様々な方法が考えられますので、各大学で適切に判断してください。

2 実状調査からの変更について

Q：「教養教育に関する目的及び目標」の字数制限が、実状調査から自己評価報告書では半分に変更されているが、どのような理由から変更が行われたのか。

A：「実状調査報告書」に記載されているように、「目的及び目標」を大学の設置の趣旨、歴史や伝統を踏まえるのではなく、それ自体を記述している例が多数あり、本来の「目的及び目標」のみを記述している場合は、半分程度の字数で十分なものも見られたこと、また、一般的な見やすさという点からも、字数制限を半分にしました。

3 「実施要項」の変更部分について

Q：自己評価実施要項P.33「根拠となる資料・データ例」について、11月に各大学等に配付したものと比較して、削除(外部評価報告書、FD資料等)と追加(学生アンケート)があるが、どのような理由から変更されたのか。

A：根拠資料は、「外部検証(評価)報告書」の冊子そのものではなく、その中の該当部分に限定したものであるという趣旨から冊子体の名称等の整理を行いました。内容的には11月に配付したのものから特に変更はしていません。

【研究活動面における社会との連携及び協力に関する質疑応答】

1 事前調査について

Q：平成12年度着手の「教育サービス面における社会貢献」及び「分野別研究評価」では、事前調査時に「対象機関の概要」の提出は求められていなかったが、このテーマについては提出するのか。事前調査及びそのフィードバックを目途にしたスケジュールのたて方についてアドバイスはあるか。

A：事前調査は、「対象機関の概要」「とらえ方」及び「目的及び目標」を各機関から提出していただき、特に目的及び目標の記述について、明確性・具体性の観点から分析し、記述についてより適切となるよう指摘ができればという趣旨であり、内容について確認するものではありません。また、事前調査結果の各大学等へのフィードバックが6月になることもあり、自己評価については、各大学等のスケジュールに合わせて進めてください。

2 対象となる取組・活動について

Q：評価の対象となる活動を判断するガイドラインはあるのか。

A：個別の活動について、機構で判断をすることはできませんが、「『研究活動面』と判断されるかどうか」、「『社会との連携及び協力』を意図しているかどうか」、「全学的（全機関的）組織で行われている活動又は全学的（全機関的）な方針のもとに部局等において行われているかどうか」の3要件に照らし、該当する取組・活動かどうかを各大学等で判断してください。

この評価は、大学の評価を通じて大学の活動を社会に示し、支援を得るという趣旨もあり、「連携及び協力する意図をもって」ということを踏まえ、社会に対し大学の活動を示すということを考慮し、整理してください。

例えば、「医療行為」は、医療行為全般として判断することは困難ですので、個々の取組や活動の状況を見た上で、先ほどの3要件に照らして該当するかどうかを勘案し、各大学等で判断してください。

Q：「国際機関」、「社会」及び「研究成果」の概念あるいは意味範囲について

A：ここで例示されている「国際機関」は、一般的に言われる意味での「国際機関」と国外の機関の両方が含まれますが、ここでいう「社会」は、大学外をさしているため国外の大学は含まれません。また、「研究成果」については、論文等に限定されず、研究活動そのものの活用の状況まで含まれます。

Q：研究は、本来、組織的なものではなく、個別に行われるものだと思うが、全学的な取組、全学的な方針という点は「研究成果の活用に関する取組」（分類2）についても当てはまるのか。

A：全学的な取組、全学的な方針は、研究自体の方針というところまでは意味していません。大学で判断により、全学テーマ別評価の対象とされた取組については、大学の方針のもと

に行われている取組であると理解しています。あくまで、大学でテーマにあった活動として整理してください。

Q：平成12年度着手で分野別研究評価の対象に当たっていた大学等の場合、「研究活動面における社会との連携及び協力」で取り上げる活動は、昨年取り上げた活動とほとんど重複してしまうが良いのか。

A：全学テーマ別評価は、全学的（全機関的）な組織で行われている活動及び全学的（全機関的）な方針の下に部局等において行われている活動を対象として評価を行います。分野別評価は、学問分野ごとに学部及び研究科等を単位として行われている活動を対象として評価を行います。このように、全学テーマ別評価と分野別評価では、評価の視点が異なることに留意し、「研究連携」の側面からの評価を行ってください。その際、取り上げる活動が重複しても構いません。

Q：自己評価実施要項P.7「テーマの概要」下から3行目の部局等は、学部までを意味するのか、講座・学科レベルまで含まれるのか。

A：全学の方針の下で行われている活動であれば、講座・教室の単位であっても構いません。

Q：根拠資料となるようなアウトプット（論文等）がない場合はどうすれば良いのか。

A：根拠資料となるような論文等がない場合、「取組の実績と効果」という面では、取り上げることは難しいですが、「取組」の部分では取り上げていただくことができます。

Q：附属学校及び医療技術短期大学部で行われている活動は、対象として良いか。

A：附属学校で行われている活動も当然対象となる場合があると思われませんが、機構の方で、すべての例示をあげることはできませんので、テーマに則して大学の方で判断してください。

なお、医療技術短期大学部は、国立大学に併設される国立短期大学として、対象機関の「短期大学を除く」に該当されるため、対象とはなりません。

3 とらえ方の整理について

Q：自己評価実施要項P.11「研究活動面における社会との連携及び協力」に関するとりえ方の整理の5行目「それらを大学等が行う教育、研究、他の社会貢献活動全体の中でどのように・・・」はどのように解釈すれば良いか。

A：「教育活動、研究活動、社会貢献活動といった大学の活動全般の中で、どのようにとらえ、位置付けているか」という意味です。

4 評価の手法について

Q：観点ごとの評価の手法について、各大学等でいろいろな活動を行っているが、設定した観点ごとにすべての活動を評価しなければならないのか。

A：平成12年度着手の「教育サービス面における社会貢献」の評価では、機構では項目別

にそれぞれの取組について評価してもらうことを想定していましたが、逆に活動ごとに分けてその中で項目別に評価してくる大学もありましたので、本テーマでは、分類を設けました。活動や取組の内容によって設定される観点も異なり、また一つの観点ですべての取組を評価できるものでもありません。分類という新しい概念を取り入れて各大学等で評価してください。

なお、観点ごとにすべての活動を記述しなければいけないということはありません。各大学等においては、社会へのアカウンタビリティーが果たせるように工夫して評価を行ってください。

分野別教育評価に関する質疑応答

1 教育目的及び目標の記述方法について

Q： 教育目的及び目標の記述方法について、工学部では、組織の規模が大きいですが、そのような場合でも2,000字以内で記述することとなるのか。

A： 教育目的及び目標の記述に当たっては、簡潔に2,000字以内で記述するとともに、項立てしたり、箇条書きにするなど分かりやすく記述することを求めています。このような字数制限は、各大学等が自己評価を行う際の公平性を保つ必要性や、各大学等の教育目的及び目標を分かりやすく社会に示すという考え方に基づくものです。

また、分野によっては、規模の大きい組織がありますが、このような場合であっても、上記の趣旨を踏まえ、学部・研究科の教育目的及び目標を記述し、次に学科(課程)・専攻ごとに独自のものがある場合には、先ず共通なものを取りまとめて記述した上で、学科(課程)・専攻ごとに独自のものを記述するなど、字数制限内で記述するよう工夫してください。なお、記述内容は、おおむね原文のまま「評価報告書」に掲載し、公表することとしております。

2 評価の対象について

Q： 「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」を対象に評価することとなっているが、研究生や聴講生に対する教育活動は評価の対象となるのか。

A： 学部、研究科において行われている教育活動等は、学生に対する教育活動のみならず、社会貢献や地域社会との連携・交流など幅広く多岐にわたって実施されていますが、平成13年度に機構が着手する分野別教育評価は、これらの全般的な活動を網羅的に評価するのではなく、原則として「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」を対象に行うこととしています。このため、研究生や聴講生などに対する教育活動は、分野別教育評価の対象とはなりません。これらの教育活動については、平成12年度着手の全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献」で対象としたところです。

3 目的及び目標の設定について

Q： 機構の評価は、大学が設定する目的及び目標に即して評価することとなっているが、大学が目的及び目標を設定する際に、低く設定したり、高く設定することによって評価結果が左右されると思われるが、このことについて、機構はどのように考えているのか。

A： 機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、大学等の「目的」及び「目標」に即して行うこととしております。この考え方に基づき実施した評価結果については、大学が設定した目的及び目標とともに、評価報告書として広く社会に公表されます。したがって、例えば、目的及び目標が低く設定されている場合には、その点も含め社会に公表されることとなります。

なお、機構の評価は、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てることを目的としており、大学等の設定する目的及び目標そのものについては評価しないこととしています。

4 「教育の達成状況」の評価について

Q： 「教育の達成状況」の評価について、進級や卒業後の進路の状況などのみでは判断できないのではないかと。例えば、法学部では「法的素養を持った人材を育成すること」を目的としているが、進路の状況からその達成状況が判断できるのか。

A： 「教育の達成状況」では、主として教育活動等のプロセスの成果についての期待や達成内容を示す成果（アウトカム）的な教育目標についての達成度を評価します。

具体的には、学生に教育活動の各段階において身に付けさせる学力や資質・能力などのアウトカムの教育目標が、単位取得、進級、卒業（修了）及び資格取得などの状況、並びに進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況からそれぞれ判断してどの程度達成されているかを評価することとしています。

各大学で自己評価を行う際には、上記のほか、必要に応じて学部や研究科で独自に工夫した指標や中・長期的な視点から卒業生のアンケートや就職先のアンケート調査を活用するなど、各学部や研究科で実際に行われている多様な取組を独自の観点として設定し、自己評価することが考えられます。

なお、質問の法学部の例のように、その教育目的の達成状況を進路の状況のみで判断することができないような場合は、その教育目的に即した独自の観点の工夫により、自己評価を行うことが必要となります。

5 自己評価の方法について

Q： 機構の評価では、各大学の個性・特徴が強調されているが、学問分野によっては、地域性を出すことが難しい分野や教育活動において、スタンダードな要件を満たすことも重要な分野も考えられるが、どのように自己評価を行えば良いか。

A： 機構の評価では、各大学の自己評価に際して、その個性や特色が十二分に発揮できるよう、対象組織における内的諸条件等の視点を考慮した教育目的及び目標の設定を行うことを求めています。具体的には、対象組織の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等の諸要素を踏まえて目的及び目標を設定し、それに即して自己評価を行うこととしています。

したがって、学問分野によっては、上記に掲げた諸要素の一部が考慮されない事情や上記以外の諸要素が重要になる場合も考えられますが、そうした場合は、それらの事情や諸要素を踏まえて、教育目的及び目標を設定し、それに即した自己評価を行ってください。

6 日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定制度との関係について

Q： 機構の工学系教育評価とJABEEの認定制度の関係は、どのように考えたら良いのか。

A： 機構の工学系教育評価は、設置者の要請に基づき、各大学の学部、研究科を単位として、教育活動等の状況について評価し、評価結果を各大学にフィードバックすることにより、その教育活動等の改善に資するとともに、社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としています。一方、JABEEでは、高等教育機関の自由意志に基づき、学部の教育プログラム（おおむね学科や専攻）を単位として、技術者教育プログラムの認定とその教育レベルの確保と向上を主な目的として実施されているという点で、明らかな差異があります。

各大学では、上記のそれぞれの事業の特性に応じ、評価（審査）作業を実施することとなりますが、その際の自己評価の根拠となるデータ等については、必要に応じてJABEEの認定で用いたデータ等を機構が行う評価に活用することも考えられます。

分野別研究評価に関する質疑応答

1 自己評価書の記載方法について

Q：平成14年4月1日に改組があった場合の自己評価書の現況については、どのように記載すれば良いのか。

A：基準日（平成14年5月1日）現在での組織編成について記述してください。

2 機構が設定した領域と講座、学科、専攻との関連について

Q：機構が設定した領域と講座、学科、専攻との関連はどのように理解したら良いか。

A：「研究内容及び水準」、「研究の社会的効果」における水準については、機構が設定した領域ごとに構成する部会において判定を行います。その部会編成は、必ずしも対象組織の講座、学科、専攻単位とは対応していません。

3 根拠データについて

Q：講演会での講師や審議会での活動などを、研究の社会的効果として記載する場合の根拠データについては、何を提出したら良いのか。

A：研究評価については、研究成果が出ているものを基本とします。例えば、審議会の委員として参加することではなく、審議会の報告書等に自分の研究成果が反映した、あるいは審議会等の意志決定に当たって新しい視点の導入や議論の活性化に自らの研究成果が寄与したことが明確に示せるような根拠資料（研究成果が反映している報告書の該当部分、新聞記事など）とします。

4 個人別研究活動判定票について

Q：個人別研究活動判定票について、学部附属施設や大学の共同研究利用施設に所属する教官は対象になるのか。

また、個人別研究活動判定票については手書きでの提出も可能なのか。

A：対象者は、評価対象組織（機関）の専任教員（教授、助教授、講師、助手）であり、学部附属の教育研究施設の専任教員についても対象となりますが、全学共同利用施設の教員については対象外となります。

個人別研究活動判定票については、手書きでも結構です。